

## 第1章 環境問題の概況

### 第1節 環境問題の変遷

#### < 国における変遷 >

私たち国民の所得、生活水準は、昭和30年代以降の高度経済成長期に著しく向上する一方で、高度成長による社会経済構造の変化、都市化の進展に伴い、環境汚染も加速度的に進行しました。特に、四日市ぜん息、熊本水俣病、新潟水俣病、富山イタイイタイ病のいわゆる四大公害病は大きな社会問題となりました。

このため、国では、昭和42年8月の公害対策基本法の制定をはじめとして、昭和45年には「公害国会」と呼ばれる第64回国会（臨時国会）が開かれ、公害対策基本法の改正をはじめ、公害関係法の制定及び改正が行われ、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の典型7公害を中心とした総合的な公害防止対策が進められてきたところです。

これら法令の整備や各種施策の推進、企業の公害防止施設の整備、技術開発等が相まって、激甚な公害は克服され、環境汚染は全般的に改善される傾向にあります。

また、昭和48年、54年の二度にわたるオイルショックによって、我が国の経済は高度成長から安定成長に移行し、人々の意識に精神的な豊かさを求める気運が高まる中で、各地で地域の特性に応じた快適な環境配慮の取組が進められるようになりました。

近年の環境問題は、人口や社会経済活動の都市への集中が進み、窒素酸化物の影響による大気汚染や生活排水による河川の汚濁等のいわゆる都市・生活型公害に移行しているほか、ダイオキシン類などの有害な化学物質等による環境汚染、さらにはオゾン層の破壊、地球温暖化等の地球規模で対応すべき問題が顕在化してきており、これらの諸問題の解決に向けて、なお一層の多角的な取組が必要な状況にあります。

このため、国においては、環境問題の変化の状況を踏まえ、公害対策基本法に代わって、今日の環境問題に対処していくための基本的枠組を示す法律として、平成5年に環境基本法を制定し、平成6年には、同法に基づき、21世紀に向けた環境施策の大綱として、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」という4つの長期的目標を掲げる「環境基本計画」を策定し、持続可能な社会の構築を目指すことを決めました。なお、本計画については、地球温暖化をはじめとして、計画策定後における環境問題の著しい状況変化に対応するため、平成12年に見直しを行い、「第二次環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ -」を策定しています。平成18年には、今日の社会と環境の状況の変化を踏まえ、「環境の世紀」としての21世紀をより良き100年としていくための理念と道筋をはじめ、今後の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを示すため、「第三次環境基本計画 - 環境から拓く新たなゆたかさへの道 -」を策定しています。

また、国では、平成12年を循環型社会元年と位置付け、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組となる法律としての循環型社会形成推進基本法のほか、個別法として建設リサイクル法、食品リサイクル法及びグリーン購入法を制定するとともに、廃棄物処理法及び資源有効利用促進法の改正を行い、さらに、平成14年には自動車リサイクル法を制定しま

した。

平成15年には、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、具体的目標を設定した「循環型社会形成推進基本計画」を策定したところですが、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応するため、平成20年3月に「第2次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、既に制定されている容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法を含め、循環型社会の形成に向けて実効ある取組が進められているところです。

さらに、地球温暖化の防止に向け、平成9年12月の「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までの平均的な温室効果ガスの排出量を1990年(平成2年)と比較して先進国全体で5%、日本としては6%削減する目標を定めた「京都議定書」が平成17年2月に発効しました。

政府では、平成20年度から始まった京都議定書第一約束期間における目標達成に向け対策の強化を図っていますが、ポスト京都議定書の国際交渉に向け、平成21年9月には、2020年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減するという中期目標を表明したところです。

#### < 県における変遷 >

本県における環境問題については、全国的な傾向と同様に、昭和40年代には八戸地域等の工業立地地域における大気汚染、水質汚濁などの産業型公害が中心でしたが、環境保全関係法令に基づく規制の強化及び公害防止施設の整備等により産業型公害が改善される一方、都市化の進展、生活様式の多様化等により、生活排水による河川の汚濁等の都市・生活型公害や廃棄物の問題等が顕在化しており、多方面にわたる対策が求められています。

本県における環境保全対策については、公害対策基本法の制定を契機として、昭和42年に公害防止条例を、さらに昭和47年に現行の公害防止条例を制定しました。また、自然環境の保全に関しても、昭和48年に自然環境保全条例を制定するとともに、昭和50年には「自然環境保全基本方針」を策定するなど、環境保全関係法令に基づく規制の強化を図ってきたところです。

一方、行政組織については、昭和40年に衛生部環境衛生課に公害係が設置され、その後、昭和45年に公害課(現在の環境政策課)となり、昭和47年に自然保護課が、平成2年に原子力環境対策室(現在の原子力安全対策課)が設置されています。

廃棄物対策を担当する部門については、平成4年に生活衛生課(現在の保健衛生課)の課内室として廃棄物対策室が設置され、平成9年には生活衛生課から廃棄物対策課として独立させています。

その後、平成12年に環境政策課の大気・水質等の公害を担当する部門と廃棄物対策課を統合して環境管理課が設置され、平成13年には環境管理課を環境政策課に統合し、現在に至っています。

また、本県と岩手県との県境において発生をした産業廃棄物の不法投棄対策を進めるため、平成15年6月に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が制定されたことを受け、平成24年度までに着実かつ強力で原状回復を推進するとともに、周

辺対策に全庁挙げて取り組む必要があることなどから、平成14年9月に環境生活部内に設置した県境不法投棄対策チームを発展的に解消し、平成15年9月に環境生活部から独立した県境再生対策室が新たに設置されました。

県境再生対策室については、平成16年4月に県政の重要課題を担当する特別対策局に移管された後、特別対策局が平成16年度限りで廃止されたことに伴い、廃棄物対策を所管する環境生活部との関連を重視する観点から、平成17年4月に環境生活部に移管しています。

調査研究機関については、昭和46年に八戸市に設置した公害センター、昭和49年に青森市に設置した公害調査事務所等を、平成2年に環境保健センターとして統合・設置し、総合的な調査研究体制の整備を進めてきました。

さらに、平成12年度には、廃棄物対策及び公害対策に係る環境監視機能を強化するため、環境保健センター内に環境管理部（平成15年度に青森環境管理事務所に改組）を設置するとともに、弘前市、八戸市及びむつ市の3か所に環境管理事務所を新設しました。平成19年度には、4環境管理事務所が環境保健センターからそれぞれの所在地を所管する地域県民局地域連携部の下部機関に移管されました。

なお、平成18年10月1日、青森市が中核市に移行したことに伴い、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの公害に係る法令や廃棄物処理法などに基づく事務が、青森県知事から青森市長に移譲されています。

また、環境放射線等の監視・測定については、県内に立地する原子力関連施設への立入調査や環境試料の分析などと併せて総合的に実施するため、環境保健センター放射能部及び六ヶ所放射線監視局を廃止し、平成15年度に青森県原子力センターを六ヶ所村に設置するなど、体制の充実強化を図っています。

環境に著しい影響を与えるおそれのある各種開発事業等については、その事業に係る環境の保全に適正な配慮がなされることを確保するため、平成9年4月に「青森県環境影響評価要綱」を施行し、平成12年6月には同要綱を廃止し、新たに「青森県環境影響評価条例」を施行して審査指導を行っています。

また、火力発電所、紙パルプ工場、非鉄金属の大規模工場が立地している八戸地域については、昭和50年度から平成16年度までの間、環境基本法の規定に基づく公害防止計画を5年ごとに策定し、総合的な公害防止対策を推進しました。

平成8年3月には、長期展望に立った本県の望ましい環境像、環境保全施策に係る基本的方向、各主体の役割等の骨格を定める「青森県環境基本構想」を策定し、同年12月には、同構想の趣旨を踏まえ、県民総意の下に環境分野における個別の条例を統括する「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定しました。

さらに、平成9年3月には地球環境保全に向け県民・事業者等の行動原則を示すための「あおもリアジェンダ21」を、平成10年5月には、計画期間を平成18年度までとし、環境保全施策の基本方針、各主体の役割、地域ごとの環境配慮指針などを具体的に示した「青森県環境計画」を策定しました。

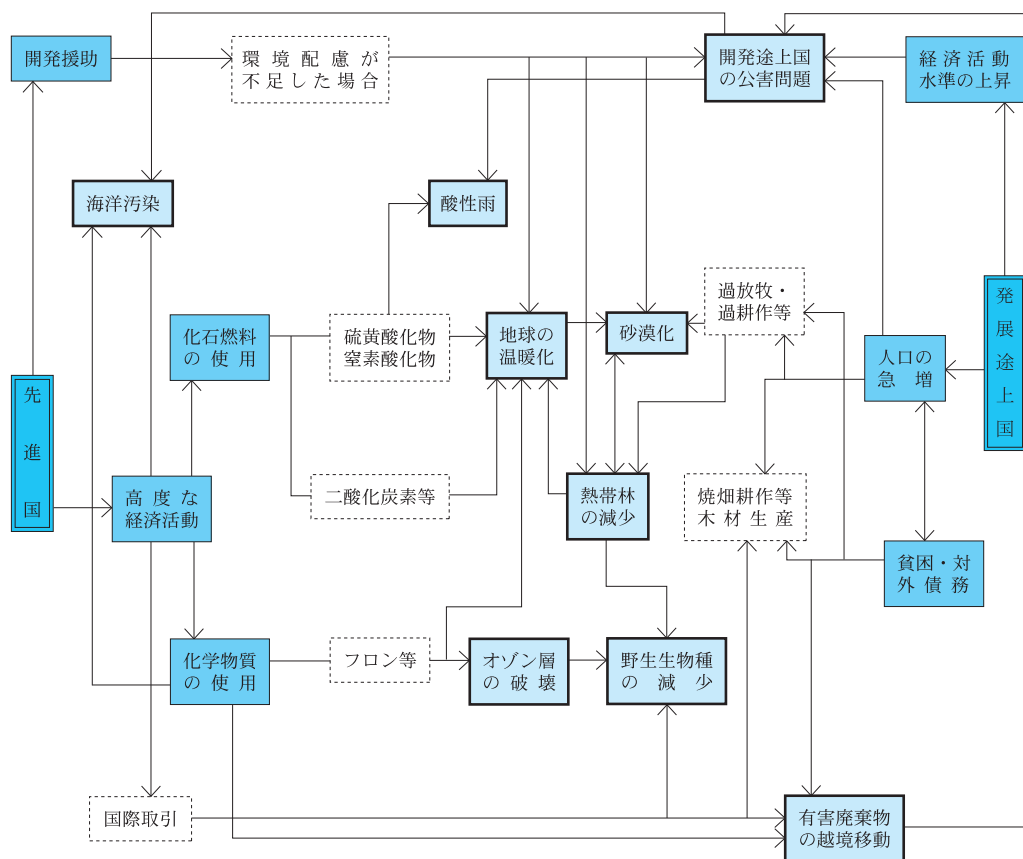
平成19年3月には、本県の新しい環境保全施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる計画として、平成19年度から平成21年度までを計画期間とする「第二次青森県環境計画」を策定しました。

## 第2節 地球環境問題

科学技術の進歩は、人類に大きな繁栄をもたらしましたが、科学技術に支えられた人類の活動は地球の生態系を大きく変化させ、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨、熱帯林の減少等の地球規模の環境問題を顕在化させ、人類の生存基盤に脅威を与えています。

これらの地球環境問題の特徴としては、(1)影響が複雑かつ広範囲に及び、十分な科学的説明を待って対策を講じるのでは手遅れになる可能性があること、(2)解決には一国だけではなく、世界各国の協力が必要であること、(3)国際的な政治、経済、社会問題との関係が極めて強いことなどが挙げられ、国際的に取り組むべき重要な課題の一つとして認識されています(図1-1-1、表1-1-1)。

図1-1-1 地球環境問題の相互関係



地球環境問題における国際的取組については、昭和47年6月にストックホルムにおいて開催された「国連人間環境会議」に端を発し、具体的な対応についての国際的な取決めに關しては、平成4年6月にブラジルのリオデジャネイロで約180か国が参加して開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)が大きな契機となりました。同会議においては、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」、そのための詳細な行動計画である「アジェンダ21」が採択され、広範な分野にわたり環境と開発に関する国際的な枠組が成立しました。平成5年2月には、国連加盟国53か国からなる持続可能な開発委員会(CSD)が地球サミットのフォローアップを行う中心機関として設立されています。

また、個々の地球環境問題の取決め等について見ると、地球温暖化防止については、平成9年12月の「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの平均的な温室効果ガスの排出量を1990年（平成2年）と比較して先進国全体で5%、日本としては6%削減するという目標を定めた「京都議定書」が採択されました。

その後、京都議定書の発効に向けたルールづくりが進められ、平成13年7月のボンでの第6回締約国会議（COP6）再開会合において大枠の政治合意である「ボン合意」が成立し、京都議定書発効を目指して、日本においては平成14年6月に批准し、各国においても批准が進められました。そして、平成16年11月にロシアが批准したことにより京都議定書は発効要件を満たし、平成17年2月に正式に発効しました。これにより京都議定書の批准国に割り当てられた削減目標は国際的に法的拘束力を持つこととなりました。

オゾン層の保護については、平成4年11月のモントリオール議定書第4回締約国会合において、フロン等のオゾン層破壊物質の生産の全廃の前倒し、規制物質の追加などの議定書の改正に併せ、回収・再利用・破壊の促進が決議され、平成7年12月の同第7回会合において、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の消費量の2020年（平成32年）全廃、臭化メチルの消費量の2010年（平成22年）全廃等の規制強化が決定されました。このほかにも、地球環境問題については国際的に種々の取組がなされてきたところです。

このような動きを踏まえ、国は平成5年11月に環境基本法を制定し、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」を基本理念の一つとして、地球環境保全等に関する国際協力、監視・観測等に係る国際的連携、地方公共団体・民間団体等の活動促進、国際協力の実施等に当たっての配慮などの基本的施策を定め、また、平成5年12月には、関係閣僚会議において「アジェンダ行動計画」を決定しました。

地球温暖化に係る国内対策としては、COP3終了直後の平成9年12月に内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部が設置され、京都議定書の目標を達成するための当面の対策を示した「地球温暖化対策推進大綱」が平成10年6月に同本部により決定されました。同年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を制定し、平成11年4月には「地球温暖化対策に関する基本方針」を閣議決定しました。さらに、京都議定書締結に向けて対策等が検討され、平成14年3月に新たな「地球温暖化対策推進大綱」を策定するとともに、地球温暖化対策推進法を改正することにより国内体制が整備され、同年6月に京都議定書を批准しました。そして、平成17年2月の京都議定書の発効を受け、6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、平成16年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、地球温暖化対策推進法により京都議定書発効の際に策定することとされている「京都議定書目標達成計画」を平成17年4月に閣議決定しました。この計画に基づいて、国では地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」を展開するなど、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を推進してきましたが、6%削減約束をより確実に達成するため、平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」の改定を閣議決定し、平成20年度から始まった京都議定書第一約束期間における目標達成に向け対策の強化を図っています。

また、オゾン層保護に係る国内対策については、昭和63年5月に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を、平成13年6月にはオゾン層の

破壊や地球温暖化を招くフロン類の適正な回収及び破壊処理等を義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」を制定しています。

表 1 - 1 - 1 地球環境問題の概要

項 目	概 要
地 球 温 暖 化	石油、石炭の燃焼によって生ずる二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球が温暖化し、北極や南極の氷が溶け、海面が上昇したり、気候の変動が起こり、農林水産業や生態系に大きな影響を与えられています。
オゾン層の破壊	地上を取り巻く大気圏には、太陽の有害な紫外線を吸収し我々の健康を守っている「オゾン層」があります。工場用の洗浄剤や冷蔵庫、エアコンなどに使われているフロン、四塩化炭素などの物質は、オゾン層を破壊し、皮膚ガンの増加や生態系への影響を生じさせます。
酸 性 雨	工場・事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスに含まれている硫酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で化学変化を起こし酸性物質となったものが、雲や降水に取り込まれることによって生ずるpH 5.6以下の酸性化した雨を言います。ヨーロッパ、北米などにおいては、湖沼の酸性化、森林の衰退、建物や文化財の損傷などの被害が出ています。
森林(熱帯林)の減少	地球上の森林は、熱帯林を中心として、過度の伐採、焼畑、薪の採取、放牧などにより近年、急激に減少しています。 熱帯林の減少は、野生生物の生息地の破壊、気候変化や土壌流出などの影響をもたらしています。
野生生物種の減少	人間活動による生息・生育地の破壊や乱獲などのため、地球の歴史が始まって以来かつてないスピードで野生生物の種の減少が進んでおり、1990年以降30年間に全世界の5～15%の種が絶滅するとの予測がなされています。
砂 漠 化	砂漠化の原因は、地球的規模の気候の変動による干ばつのほか、過放牧や薪の採取などが挙げられています。砂漠化が進行しつつある地域は、地球上の全陸地の約4分の1、乾燥地の約70%にあたる36億haに達し、世界人口の約6分の1の人々がその影響を受けています。
海 洋 汚 染	船舶の航行や事故、海底油田開発、有害化学物質の流出などにより海洋汚染が発生し、海洋生物、漁業、生態系への深刻な影響などが問題となっています。
有害廃棄物の越境移動	重金属や有害化学物質などが、適正な処理の見込みがないまま他国に送られ、その結果、その国において環境問題が引き起こされています。 環境汚染の拡散を防止するためにも、有害廃棄物の越境移動は地球規模での対応が必要とされています。
発展途上国の公害問題	発展途上国では、工業化の進展や人口の都市への集中に伴い、工場の公害防止対策や下水道、ごみ処理施設の整備の遅れから大気汚染、水質汚濁などの公害問題が深刻化しています。発展途上国の多くは、これらの問題に適切に対処していくための資金や技術に乏しいことから、先進国と発展途上国との調整が必要とされます。

### 第3節 循環型社会の構築に向けて

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらす一方、廃棄物の大量排出や最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の増加など深刻な問題を引き起こしています。この解決のためには、これまでの社会経済活動のあり方や私たちのライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、循環利用のできないものについては最終的に適正処分するという「3R」を基調とした循環型社会を構築していかなければなりません。

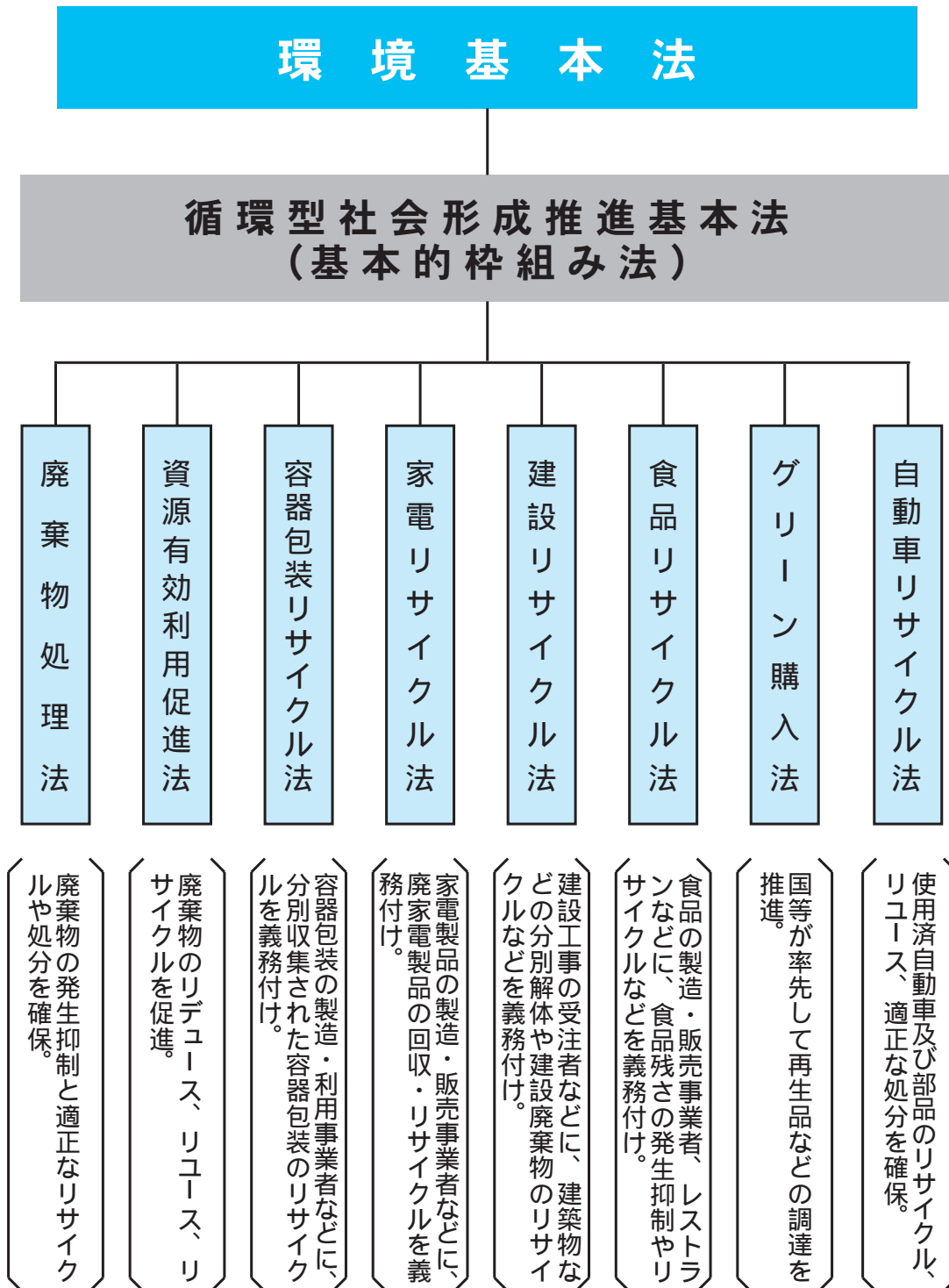
国では、平成12年6月、循環型社会の形成に向けた基本原則や施策の基本的枠組を示した「循環型社会形成推進基本法」を制定し、平成15年3月には「循環型社会形成推進基本計画」を、平成20年3月には、計画の進捗状況の点検結果等を踏まえ、「第2次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しています。

循環型社会形成推進基本法は、社会における物質循環を通じて、製品などの使用・廃棄に伴う天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目的とし、廃棄物処理について 発生抑制、製品・部品としての再使用、原材料としての再生利用、熱回収、適正処分の順で優先順位を定めています。また、製品の生産段階から廃棄物の発生抑制や再使用時における環境配慮を進めるため、製品の製造者や販売者が製品の使用後の段階においても一定の責任を果たすよう「拡大生産者責任」を課しています。

また、循環型社会の形成を推進するための個別法として、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「グリーン購入法」が新たに制定されるとともに、「廃棄物処理法」及び「資源有効利用促進法」が改正・整備され、先立って制定された「容器包装リサイクル法」と「家電リサイクル法」を含めたリサイクル関連法が整備されました。その後、平成14年7月に「自動車リサイクル法」が制定され、平成17年1月に施行されました。

基本法と合わせて、これらの個別法を一体的に運用することにより循環型社会の構築を目指すものです（図1-1-2）。

図 1 - 1 - 2 循環型社会形成推進関連法体系図



廃棄物処理法...廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
 資源有効利用促進法...資源の有効な利用の促進に関する法律  
 容器包装リサイクル法...容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律  
 家電リサイクル法...特定家庭用機器再商品化法  
 建設リサイクル法...建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
 食品リサイクル法...食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律  
 グリーン購入法...国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  
 自動車リサイクル法...使用済自動車の再資源化等に関する法律



## 第2章 環境保全対策の総合的な取組の推進

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の定着、都市化の進展により、生活排水による河川等の汚染や廃棄物問題、化学物質による環境汚染、更には身近な緑の減少など様々な形で環境問題が顕在化しています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題も顕在化し、地球の生態系にも大きな脅威を与えている状況にあります。

これらの問題を解決していくためには、経済社会システムの見直しやライフスタイルの変革に向けて、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、長期的な視野に立ち、各種の環境施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

### 第1節 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

本県の環境行政の基本的方向については、平成8年12月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」において定められています。

本条例は、本県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成8年3月に策定した「青森県環境基本構想」の考え方を踏まえ制定したものです(図1-2-1)。

本条例では、新たな環境施策を推進するために次の4つを基本理念として定めています。

4つの基本理念

- 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- 2 人と自然との調和の確保
- 3 持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境の保全の推進

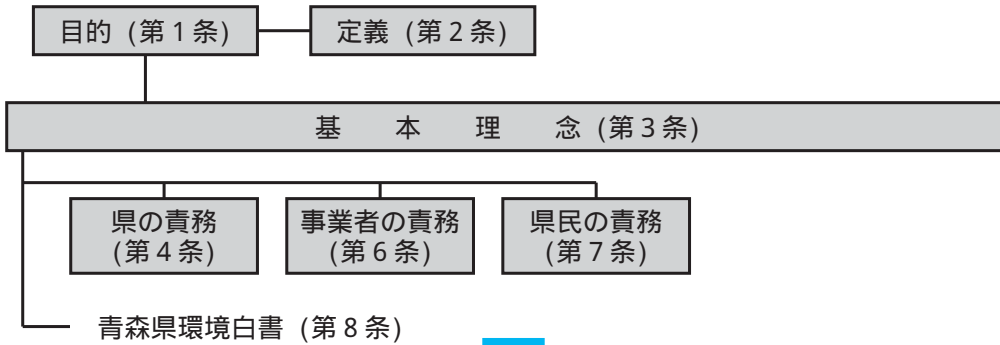
図 1 - 2 - 1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 8 年 12 月 24 日  
青森県条例第 43 号

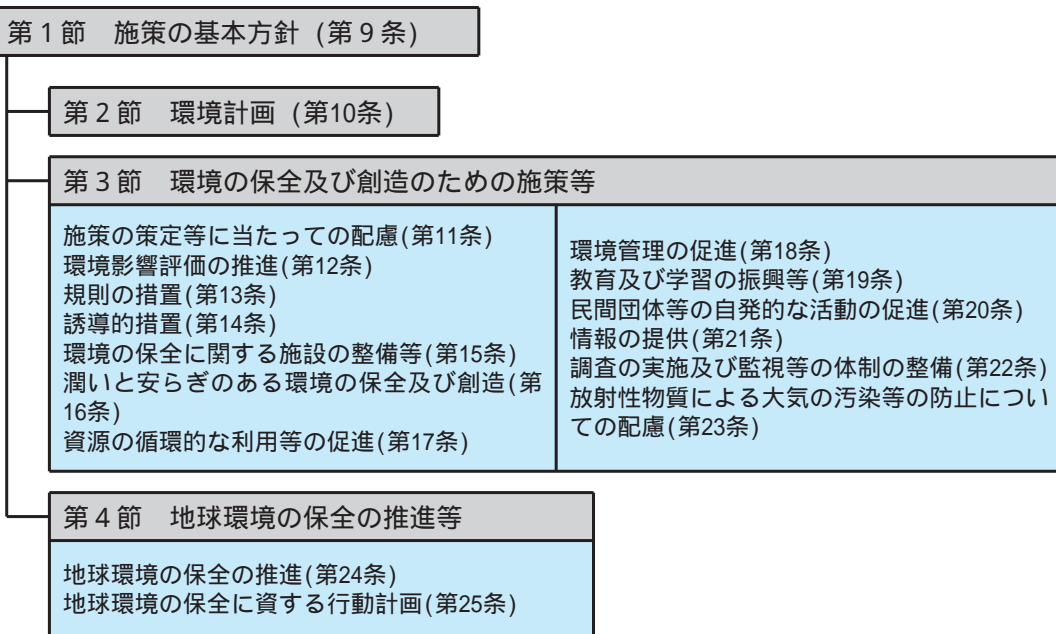
## 前 文



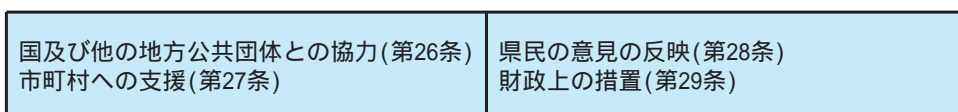
### 第 1 章 総則



### 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策



### 第 3 章 環境の保全及び創造のための施策の推進



## 第2節 青森県基本計画 未来への挑戦

### <計画の目的・役割>

県では、平成16年12月に、県の基本計画「生活創造推進プラン」（計画期間：平成16年度～平成20年度）を策定し、暮らしやすさではどこにも負けない地域づくりをめざすこと、すなわち「生活創造社会」の実現に向けて、様々な取組を展開してきました。

「生活創造社会」の理念は、21世紀が心の豊かさや命・健康・環境など、暮らしやすさや生活の健全さを守り発展させていくという、「生活」を志向する時代になるとの視点に基づくものです。

一方で、青森県を取り巻く環境変化を見通すと、自主自立の青森県づくりを進めていくためには、暮らしやすさに象徴される生活重視の視点に加えて、経済的基盤の持つ意味がますます重要になると考えられます。

そこで、同プランの期間満了に伴い、平成20年12月に新たに策定した「青森県基本計画 未来への挑戦」（計画期間：平成21年度～平成25年度）では、「生業（なりわい）」という言葉に、「県民一人ひとりの経済的基盤」という新たな意味を加え、「生活」と対をなす重要な概念として位置付けています。また、「食料」と「エネルギー」を本県の比較優位資源と位置付け、これらを最大限活用しながら、県民一丸となって、「生業（なりわい）」づくりに取り組むこととしています。

### <2030年における青森県のめざす姿>

この計画では、2030年における「生活創造社会」の姿として、「生業（なりわい）」に裏打ちされた豊かな「生活」が実現している社会を掲げています。

これは、県民一人ひとりのチャレンジ精神あふれる取組により経済的基盤の創出・拡大が図られ、輝いて生きられる社会、そして心の豊かさ、命・健康・環境など、暮らしやすさが守られ、安んじて生きられる社会です。

計画は、全県一丸となって取り組むための「全県計画」と、地域の特長を生かした「生業（なりわい）」づくりを中心とする県内6地域の「地域別計画」で構成しています。

全県計画は、「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育、人づくり」の4分野で構成しており（図1-2-2）、それぞれの分野には、具体的なめざす姿を掲げています。（図1-2-3）

図1-2-2 全県計画を構成する4つの分野

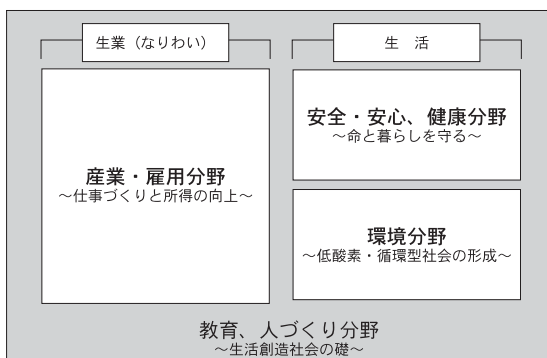


図1-2-3 環境分野のめざす姿

- 命のふるさとである自然環境と触れ合える生活
- 日常生活に定着している廃棄物減量・リサイクル
- 低炭素社会形成への積極的取組
- 環境への理解と環境配慮の輪の広がり

## < 環境分野の政策・施策体系 >

以下は、環境分野に掲げる 4 政策11施策の体系です。

計画では、これら取組を推進することにより、県民の間に環境意識を定着させ、豊かな自然をいつまでも享受し続けるとともに、青森県と言えば「環境」、「環境」と言えば青森県と言われるような、本県がめざす「選ばれる地域」にふさわしい環境づくりを積極的に進めることとしています。(図 1 - 2 - 4)

図 1 - 2 - 4 環境分野の政策・施策体系

### 1 暮らしの中に息づく水と緑と美のふるさとづくり

本県の豊かな自然やきれいな水は、私たちに多くの恵みや潤い、安らぎを与えてくれる大切な財産であり、「生活創造社会」を支える重要な基盤でもあります。そこで、その価値を守り、さらに積極的に創り上げていくため、健全な水循環の確保や世界自然遺産白神山地を始めとする豊かで美しい自然環境の保全に取り組むとともに、県民が暮らしの中で自然の素晴らしさを実感できるよう、身近な里地里山における自然環境づくり、都市空間の中の緑地や景観づくり、「環境公共」への取組などを推進します。

#### 健全な水循環の確保

世界自然遺産白神山地の保全・活用と恵み豊かな自然環境づくり

緑ある生活環境の創出と歴史や風土を象徴するふるさと景観づくり

あおり発「環境公共」の推進

### 2 持続可能な循環型社会づくり

本県の優れた自然環境を保ち、さらに価値あるものとするためには、県民が日々、環境に配慮した取組を続けることが大切です。そのため、家庭や地域、事業所、生産現場など、あらゆる場面において、廃棄物の発生抑制、減量、リサイクルに積極的に取り組み、発生した廃棄物については適正処理・不法投棄対策を進めるとともに、環境汚染などによる環境負荷の低減を図ることにより、資源循環型の社会づくりを推進します。

#### 廃棄物の 3 R の推進

廃棄物の適正処理と不法投棄対策の推進

環境保全対策の推進

### 3 次世代へつなぐ低炭素社会づくり

地球温暖化により、本県の自然環境、水資源、農林水産業だけでなく、県民の生活や健康など様々な分野に大きな影響が及ぶことが懸念されますが、本県における二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年である1990年と比較すると、大幅に増加しています。このため、産業、運輸、民生の各部門における、社会システムやライフスタイルの見直しを伴う二酸化炭素の排出削減への取組を推進します。

あらゆる主体が取り組む省エネルギー型の地域社会づくり

再生可能エネルギーの導入推進

### 4 あおもりにエコを定着させる人・システムづくり

本県での暮らしやすさの基盤となる環境を適切に保全し、さらにより良いものへと創造していくためには、あらゆる場面における環境配慮行動の浸透・定着が重要です。このため、子どものころからの環境教育を始め、子どもから大人まで広く県民を対象とする環境について学ぶ機会の充実により、専門的ノウハウを持つ人材や自ら考え行動できる人材の育成を推進するとともに、環境配慮に取り組む効果やメリットの「見える化」などを進めることによって、社会全体に環境配慮の環が広がるようなシステムづくりに取り組みます。

あもりの環境を創造する人づくり

あもりの環境を生み出すシステムづくり

### 第3節 第二次青森県環境計画

#### < 青森県環境計画の策定 >

様々な環境問題が顕在化している中で、本県においても、すべての県民の参加と連携による日常生活及び経済活動と環境との調和を図りながら、良好な環境を保全し、創造することによって将来世代に引き継いでいくとともに、地球規模の環境問題に地域レベルから適切に対応していくため、平成8年12月に制定した青森県環境の保全及び創造に関する基本条例第10条の規定に基づき、平成10年5月に青森県環境計画を策定し、各種施策を推進してきました。

青森県環境計画は、計画期間が平成18年度までとなっていたことから、新たな環境計画として平成19年度から平成21年度までを計画期間とする第二次青森県環境計画を平成19年3月に策定しました。

#### < 第二次青森県環境計画 >

第二次青森県環境計画は、本県の新たな環境保全施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる計画であり、計画が目指す本県の環境の将来像を「循環と共生による持続可能な地域社会」としています。

このため、計画では、本県の環境の将来像の実現に向けて、目指すべき環境や社会の姿、施策や取組の推進方向、私たちが目指す環境の具体的目標、行政のみならず、県民、事業者、地域、学校、団体などの各主体が環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割などについて明らかにしているほか、本県の特色ある環境を保全・創造しながら、地球環境問題の解決に向けて、地域からの取組を進めるための行動指針を示しています。

また、開発事業等の構想や計画立案、事業の実施に当たって事前に環境に配慮すべき基本的事項など開発事業等における環境配慮指針を明らかにしています。今後は、計画の適切な進行管理を行うとともに、各種の施策を総合的かつ計画的に推進することとしています(図1-2-4)。

なお、現在の「第二次青森県環境計画」については、計画期間が平成21年度までとなっていることから、平成22年度以降の次期計画の策定作業を進めているところです。

図 1 - 2 - 4 第二次青森県環境計画の構成

## 第二次青森県環境計画の構成 (平成19年度～平成21年度)

- 計画が目指す青森県の環境の将来像 -  
「循環と共生による持続可能な地域社会」

### 【環境の保全及び創造に関する施策及び取組の展開】



### 【青森県が重点的または施策横断的に取り組む10の施策】

- |                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| 1 環境にやさしい社会づくり            | 2 健全で美しい水循環の再生・保全  |
| 3 十和田湖・陸奥湾の水質保全           | 4 世界自然遺産白神山地の保全と活用 |
| 5 地球温暖化対策の推進              | 6 環境・エネルギー産業の創出と育成 |
| 7 一般廃棄物の3Rの推進             | 8 不法投棄防止対策の推進      |
| 9 縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取組の推進 |                    |
| 10 環境教育・学習の推進とパートナーシップの形成 |                    |

## 第4節 県の率先行動

### 1 環境マネジメントシステム

今日の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関連しており、その解決に向けて社会全体での取組が求められていますが、事業者においても日常の事業活動を行いつつ、事業活動から生じる環境への負荷を継続的に低減していく仕組みである環境マネジメントシステムの導入が求められています。

このため、我が国においても、事業者による国際規格であるISO14001認証などの環境マネジメントシステム導入の動きが活発化し、自治体においても導入の動きが広がりました。

このような中、平成10年10月に開催された北東北3県知事サミットにおいて、青森、岩手、秋田の3県が「連携してISO14001の認証取得に向け取り組む」ことが合意され、本県では、組織として環境保全に対する取組を、より確実、有効なものとするために、平成12年10月から青森県環境マネジメントシステムを運用し、平成13年3月にISO14001の認証を取得しました。

平成15年度には、知事部局の出先機関、教育庁、警察本部などへ範囲を拡大し、平成16年3月に更新しました。平成18年度には、2回目の更新審査を受け、平成19年3月に更新しました。

### 2 地球にやさしい青森県行動プラン

平成11年4月に施行された地球温暖化対策推進法では、地方公共団体に対して自らの事務・事業における温室効果ガス排出量の削減を目的とした実行計画の策定を義務づけています。

県では、平成10年3月に知事部局を対象として「青森県環境保全率先行動計画」を策定し、自らの環境負荷低減に向けた取組を進めてきたところですが、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画として、内容の充実強化とともに、対象範囲を県のすべての機関に拡大し、平成12年9月に新たな行動計画となる「地球にやさしい青森県行動プラン（第1期計画）」を策定しました。

第1期計画では、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、平成11年度を基準として平成16年度までに7%削減することを目標としていましたが、電気使用量の増加などにより基準年比2.4%の削減にとどまり、目標を達成できませんでした。

本プランは5年ごとに見直すことになっていることから、平成17年度から平成21年度までを計画期間とした第2期計画を策定し、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、平成16年度を基準として平成21年度までに4.7%削減することを目標としました。このほか、電気3.6%削減、重油5.6%削減など、項目ごとに個別目標（基準年である平成16年度実績に対する削減率）を掲げ、引き続き省エネルギー・省資源対策を推進しています。

平成20年度実績を見ると、職員の省エネ等への取組及び施設の増減により、電気使用量は基準年度比7.2%減、重油使用量は基準年度比3.4%減、逆に灯油使用量は基準年度比3.

7%増加したものの、全体として温室効果ガス総排出量は基準年度比6.2%減となり、目標が達成されています（資料編表6）。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が平成13年4月に全面施行されたことを受け、平成14年度より「青森県環境物品等調達方針」を策定し、本プランで優先的購入に取り組んできた物品等に加え、国がグリーン購入法に基づき特定調達品目として定めた物品、役務、設備、公共工事も新たに対象として、これらの調達に取り組んでいます（資料編表7）。

なお、本プランは、環境マネジメントシステムのオフィス活動における行動計画として位置付けています。



## 第5節 青森県循環型社会形成推進計画

### < 計画の概要 >

廃棄物処理法に基づいて平成14年3月に策定した「青森県廃棄物処理基本計画」が平成17年度までの計画であることから、これに引き続き、平成18年3月に「青森県循環型社会形成推進計画」（計画期間：平成18年度～平成22年度）を策定しました。

この計画は、一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化やリサイクルの推進等について県全体の目標を設定し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に促進することにより、本県の地域性を生かした、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の構築を目的とするものです。

主な内容として、本県の豊かな自然と主要産業である農林水産業に由来するバイオマス資源の利活用を図る循環型社会の形成推進、リサイクル産業の育成と環境産業の振興への重点的取組、本県が目指す「生活創造社会」の一つの社会像として掲げる「環境と共生する循環型社会」の形成に必要な具体的施策を推進することとしています。

### < 廃棄物の現状と目標 >

#### (1) 一般廃棄物

一般廃棄物についての本県の平成19年度の状況は、

1人1日当たりの排出量が1,104g（全国1,089g）

リサイクル率が13.0%（全国20.3%）

1人1日当たりの最終処分量が175g（全国136g）

となっており、全国平均と比較して下位の状況にあります。

原因としては、分別収集が十分に進んでいない市町村が見られることや事業系ごみの排出量が多いことなどが考えられます。

このため、平成22年度には、排出量1,057g、リサイクル率24%、最終処分量163gにすると目標に向け、市町村とともに一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進に取り組んでいます。

#### (2) 産業廃棄物

産業廃棄物について平成15年度の状況を平成10年度と比較すると、

排出量は、195万1千トンから355万1千トンに増加しています。これは、高度成長期に建設された建築物・土木構造物の更新に伴うがれき類及び製紙工場におけるリサイクルのための古紙の投入量が増加したことに伴う脱水処理汚泥が大幅に増加したことによるものです。産業廃棄物の排出量は今後も増加が予測されますが、平成22年度には平成15年度の6%以内の増加にとどめることを目標としています。

再生利用量は、74万トンから135万1千トンに倍近く伸びていますが、再生利用率は38%を維持していることから、平成22年度においても同様に38%の再生利用を目標としています。

最終処分量は、14万2千トンから7万3千トンに半減していますが、平成22年度には更に1万トン削減することを目指しています。

このため、県では事業者等との協働により産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止に向けた意識の啓発等を更に進めていくこととします。

### < 本県の目指す循環型社会と計画の推進 >

本県の目指す循環型社会として、

「もったいない」の意識が県民に浸透し、行動が定着する社会

本県の豊かな環境と共生する「スローなライフスタイル」が定着する社会

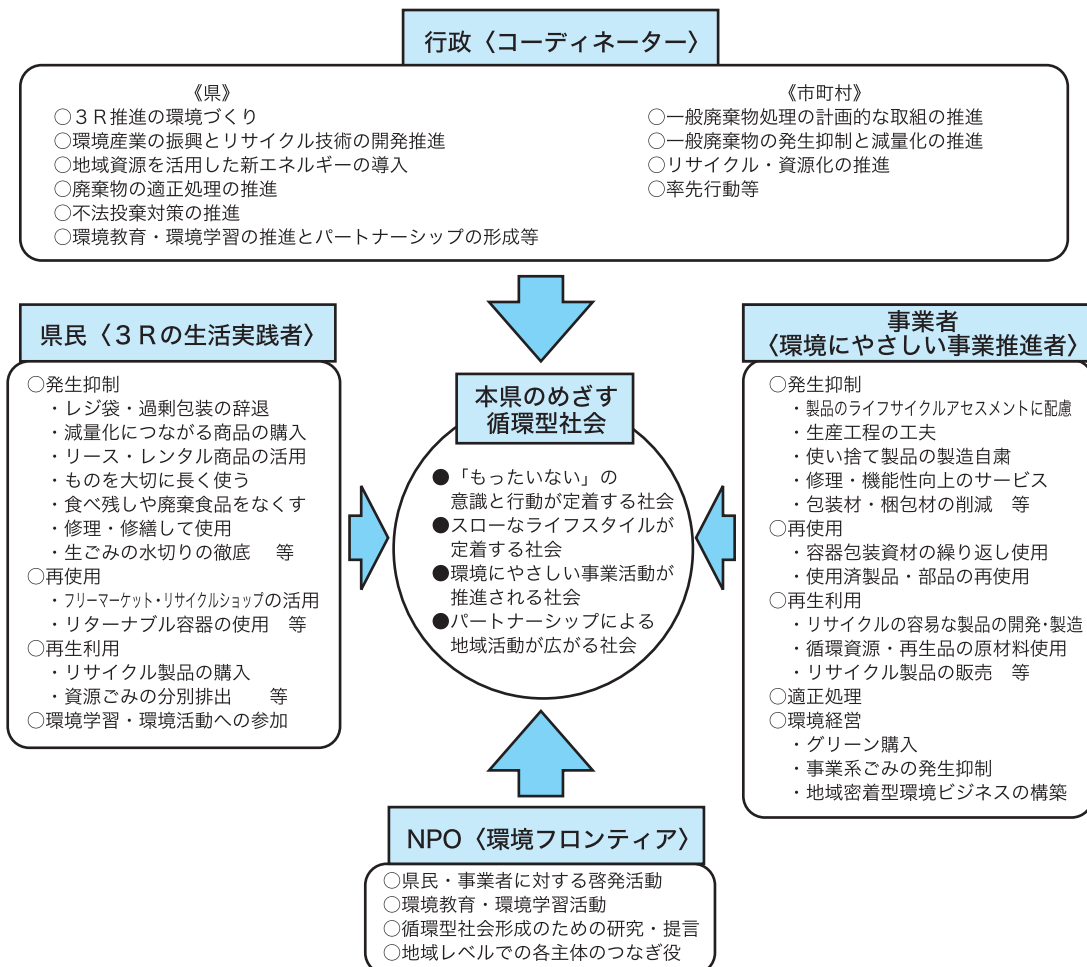
「環境にやさしい事業活動」が推進される社会

行政、県民、事業者等が一体となった「パートナーシップによる地域活動」が促進される社会

をイメージし、施策の柱としました (図 1 - 2 - 5)。

この計画を推進するため、市町村、県民、事業者、NPO等と連携を図りながら、「生活創造社会」における社会像の一つである「環境と共生する循環型社会」の構築に向けた諸施策に積極的に取り組んでいくこととしています。

図 1 - 2 - 5 本県のめざす循環型社会と各主体の役割



## 第6節 北海道・北東北3県の連携

青森県、岩手県及び秋田県の北東北の知事が一堂に会し、共通の政策課題等について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の促進を図り、もって本地域の発展に資することを目的に、平成9年度から北東北知事サミットが開催されています。

平成13年度の第5回知事サミットからは、さらに北海道も加わり4道県の知事サミットとして開催されています。

平成20年8月29日、本県の青森市で12回目のサミットが開催されましたが、環境分野に係る合意がなされたサミットの開催概要は表1-2-1、合意事項は表1-2-2のとおりです。

表1-2-1 知事サミット開催概要（関係分）

サミット名	開催時期	開催地	テーマ	環境関連合意事項数
第2回北東北知事サミット(3県)	H10.10.22	岩手県滝沢村	環境	6項目
第4回北東北知事サミット(3県)	H12.10.16	青森県黒石市	食料・子ども	1項目
第5回北海道・北東北知事サミット	H13.9.14	岩手県花巻市	循環型社会形成に向けて	6項目
第6回北海道・北東北知事サミット	H14.8.23	秋田県小坂町	21世紀型の健康	2項目
第12回北海道・北東北知事サミット	H20.8.29	青森県青森市	環境とエネルギー	1項目

表1-2-2 知事サミット合意事項一覧

第2回北東北知事サミット合意事項（平成10年度）	
1 3県の連携・協力に向けた仕組みづくり	1 「北東北環境フォーラム」の設置
	2 共同研究開発に向けた仕組みづくり
	3 環境情報ネットワークシステムの構築
2 環境教育・自然とのふれあいの推進	1 「子ども環境サミット」の開催
	2 児童向け啓発冊子の作成等
	3 自然とのふれあい促進
3 中山間地域の維持と「環境の世紀」にふさわしい産業の確立	1 公益的機能の保持と国民的なコンセンサスの形成
	2 環境調和型産業の振興
	3 持続可能な森林経営に向けた調査・研究
	4 多自然居住地域の形成
4 北東北の恵まれた自然環境の保全・創造	1 「緑のランドデザイン」の策定
	2 十和田湖の水質保全対策の推進

5 ゼロエミッション型社会の構築	1 3県の率先行動
	2 廃棄物の再資源化・再利用の促進
6 環境ホルモン等の環境問題への対応	1 地球環境問題に関する共同研究等
	2 いわゆる環境ホルモン等の化学物質に関する調査・研究
第4回北東北知事サミット合意事項（平成12年度）	
1 産業廃棄物対策の広域的な対応	1 広域的な産業廃棄物対策を推進するための体制整備
	2 3県連携による産業廃棄物不適正処理の監視指導
	3 災害廃棄物等に備えた県境を越えた広域的な処理体制の構築
	4 県境地域における不法投棄等情報ネットワークの構築
	5 不法投棄等に関する隣県の業者、施設等への立入検査等の連携
第5回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成13年度）	
1 水と緑を守る条例の整備への取組と税制研究	・森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例の整備 ・諸施策の財源確保等に係る新税の創設に関する共同研究
2 二酸化炭素削減目標への対応	二酸化炭素排出量及び吸収量の算定手法、削減対策の効果を検証する手法等に関する調査研究
3 農業用廃プラスチック問題への対応	農業用廃プラスチックのリサイクルの推進のための情報交換、共同の取組
4 食品廃棄物のリサイクル問題への対応	食品廃棄物の処理体制、リサイクル手法等の検討、情報ネットワークの構築
5 地域資源のエネルギーとしての有効利用	地域資源を活用したバイオマスエネルギーに係る研究情報の交換や成果の共有化、共通課題の解決に向けた取組
6 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	産業廃棄物税や搬入課徴金による経済的手法を活用した制度整備、県外搬入事前協議の義務化等の取組
第6回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成14年度）	
1 「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づく取組の強化	汚濁負荷削減のための調査研究を行うなどの取組を推進
2 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	1 産業廃棄物の埋立量に応じて課税する枠組みのもと、産業廃棄物減量化・リサイクル促進税制に係る制度の整備を平成14年度中に行う。
	2 搬入事前協議の条例化及び環境保全協力金制度の整備を平成14年度中に行う。
第12回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成20年度）	
1 持続可能な社会の実現に向けた北海道・北東北行動宣言	1 北海道・北東北地球温暖化対策推進本部（仮称）の設置
	2 再生可能エネルギー導入先進地域の形成に向けた取組の推進
	3 森林環境の整備促進に向けた情報の共有化
	4 有用資源リサイクルの促進

## 第7節 環境保全基金事業

都市・生活型公害及び地球環境問題に象徴される現在の環境問題は、我々の日常生活及び社会経済活動に深く関わっているため、個人、企業、団体等社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を理解し、環境に配慮した取組を積極的に推進する必要があります。

このため、県民に対する環境保全に関する知識の普及啓発及び地域住民が行う環境保全のための実践活動に対する支援等により環境の保全を図ることを目的として、県では、平成2年3月に2億円の国庫補助を得て、4億円の「青森県環境保全基金」を設置しました。

その後、平成4年11月に6億円、平成5年3月に5億円、平成5年4月に5億円、平成7年3月に10億円を積み増して総額30億円とし、その運用益を原資とした事業の充実・拡大を図り、地域に根差した様々な環境保全活動を展開してきました。

さらに、平成21年度からは、県の厳しい財政状況を踏まえるとともに、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減、廃棄物のリサイクルなどの取組の一層の強化や、県境不法投棄事案への対応など、県として喫緊の課題である環境保全対策に重点的に取り組むため、従来の運用益を原資とする果実運用型から、基金そのものを処分することができる取崩型の基金に転換しました。

平成21年度においては、緊急の環境保全対策として、あおもりの環境を創造する人づくり、省エネルギー型の地域社会づくり、廃棄物の3Rの推進、廃棄物の適正処理などの各種事業に活用するため、10億円を処分することとしています。

なお、平成20年度における環境保全基金事業は、表1-2-3のとおりです。

表1-2-3 平成20年度環境保全基金事業一覧

事業名	事業概要
空き缶等散乱防止対策事業	空き缶等の散乱を防止し、環境美化意識を高めるための啓発冊子の配布、ラジオCM、環境美化推進員による啓発活動等を行う。
北東北三県環境副読本作成配布事業	北東北3県の小学校5年生を対象とした環境副読本及び教師用手引書を北東北3県共同で作成・配布する。
あomor地域環境力向上事業	地球温暖化などの環境問題を解決するため、県民一人ひとりの環境意識を啓発することを目的とした環境学習会の開催・情報発信等の各種事業を行う。
生活排水対策県民啓発推進事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、啓発用リーフレットの配布等を通じて、県民の生活排水対策を促進する。
青森県地球温暖化防止計画推進事業	青森県地球温暖化防止計画の目標達成に向け、推進組織の運営、県民に対する意識高揚を図る。
循環型社会形成推進フォーラム事業	平成18年策定の「青森県循環型社会形成推進計画」の進行管理を行うため、「青森県循環型社会形成推進委員会」を開催し、計画目標達成のための各種施策の検討並びに目標達成の状況の評価等を行う。
環境マネジメントシステム普及推進事業	県が構築した環境マネジメントシステム（ISO14001）の取組を推進し、県内事業所等への環境マネジメントシステムの導入促進を図る。
一般廃棄物リサイクル制度普及促進事業	一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進のため、各種リサイクル法の普及啓発を行う。
産業部門二酸化炭素削減推進事業	温室効果ガス排出量増加の最大の要因である産業部門における温室効果ガス削減対策の一環として、中小規模製造事業者等を対象とした省エネルギー講習会を開催する。

事業名	事業概要
第三次青森県環境計画策定事業	第三次青森県環境計画の策定に向け、県民意識調査等の基礎調査を実施するとともに、新計画の策定方針の検討を行う。
十和田湖水質改善事業費	十和田湖の水質改善を図るため、水質等モニタリングを実施するとともに、地域住民及び関係事業者等に対する普及啓発を行う。

## 第 8 節 公害防止協定

### 1 公害防止協定の意義

公害防止協定は、公害の防止を主な目的として地方公共団体又は地域住民と企業との間で締結されるもので、協定書、覚書、確約書等その名称は様々です。

公害防止協定は、法律及び条例による一律的な規制に比べ地域の実情に即したきめ細かな公害防止対策が実施できること、法律や条例による規制だけでは不十分と認められるときにそれを補完するものとして有効であることなどから、その機能が重要視されています。

本県においても、市町村等と企業との公害防止協定締結を推進するとともに、県自ら、公害防止のため必要と認められる企業と公害防止協定を締結しています。

### 2 公害防止協定の締結状況

平成21年3月31日現在の県内の公害防止協定の締結件数は196件であり、このうち県、市町村及び企業の3者が当事者となっているものが14件、市町村と企業が当事者となっているものが172件、地域住民等と企業が当事者となっているものが10件となっています（資料編表8）。

## 第 9 節 公害防止管理者等

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定工場において、公害防止に関する専門的知識及び技能を有する公害防止管理者と業務を統括管理する公害防止統括者等からなる公害防止組織の設置を義務づけています。

平成20年度末における公害防止管理者等の選任に係る届出状況は、資料編表9のとおりです。

## 第10節 各種審議会等

### 1 青森県環境審議会

本県における公害防止対策に関する重要事項を調査審議するため、昭和41年7月に青森県附属機関に関する条例により青森県公害対策審議会が設置され、昭和42年8月の公害対策基本法の施行に伴い、同法に基づく附属機関とされました。

昭和60年7月には、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律が公布されたことによって、水質汚濁防止法の一部改正が行われたことから、昭和61年1月12日に青森県水質審議会が青森県公害対策審議会へ統合されました。

また、平成5年11月19日に公布・施行された環境基本法及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、青森県附属機関に関する条例及び規則の一部改正を行い、平成6年8月1日をもって青森県公害対策審議会を廃止し、新たに青森県環境審議会を設置しました。

さらに、平成18年9月1日には、青森県環境審議会と青森県自然環境保全審議会との統合により、新たに青森県環境審議会を設置しました。

青森県環境審議会の担当する事務は、環境基本法第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行うこと、自然環境保全法第51条第2項の規定により、温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することです。

同審議会は、平成21年10月1日現在、学識経験を有する者32人、温泉に関する事業に従事する者1人の計33人で組織しています。

平成20年度の開催状況は、表1-2-4のとおりです。

表1-2-4 青森県環境審議会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審 議 等 事 項
第6回	H20.10.24	諮問	1) オスキジ、オスヤマドリの捕獲期間の制限(案)について
第7回	H21.2.9	諮問	1) 平成21年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について 2) 平成21年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について
		報告	1) 青森・岩手県境不法投棄事案について

## 2 青森県環境影響評価審査会

青森県環境影響評価条例の規定により環境影響評価に関する事項を調査審議するため、平成11年12月に青森県附属機関に関する条例に基づき設置されています。

同審査会は、平成21年3月31日現在、学識経験者20人で組織しています。

平成20年度の開催状況は、表1-2-6、表1-2-7のとおりです。

表1-2-6 青森県環境影響評価審査会の開催状況

回次	開催年月日	審議等事項
第10回	H20.4.23	1)会長及び副会長の選任について 2)平成20年度の審査予定案件について 3)審査会部会の構成について

表1-2-7 青森県環境影響評価審査会部会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審議等事項
第1回	H20.7.4	諮問 答申	西海岸地域新一般廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について
第2回	H20.8.22	諮問 答申	(仮称)西北五汚泥再生処理センター整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について
第3回	H21.2.5	諮問 答申	八戸市新処分施設(一般廃棄物最終処分場)整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

## 3 青森県公害審査会

公害紛争処理法の規定により、昭和45年11月に青森県附属機関に関する条例に基づき設置されており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行います。

同審査会は、平成21年9月1日現在、学識経験者12人で組織しています。

平成20年度に同審査会が受け付けた事件は2件(ともに調停事件)で、それぞれ翌年度に処理が繰り越されています。

なお、平成19年度までに処理された事件は、調停事件3件、仲裁事件1件の計4件で、処理結果は調停打ち切り3件、和解による仲裁申請取下げ1件となっています。